

工業技術総合センター食品技術部門庁舎清掃業務処理要領

1 清掃箇所

- ・別紙図面に示した部分

2 契約期間

- ・令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 清掃頻度

(1) 3ヶ月に1回〈1,457.1 m²〉ワックスがけ清掃

本館1階：更衣室、廊下、階段

本館2階：事務室、会議室、講義室、相談室、図書室、食品工業協会、
研究室、機器分析室、廊下、階段、玄関、ロビー

本館3階：各部部室、各部研究室、小研究室、廊下、階段

本館4階：講堂、審査準備室、審査記録室、開放試験室、
バイオデバイス技術開発支援室、廊下、階段

本館R階：階段

テイスティング棟1階：エントランス、試食スペース、オープンキッチン、
展示コーナー、階段

テイスティング棟2階：テイスティングルーム、評価準備室、廊下、階段

機能性食品開発拠点棟：コミュニケーションスペース、イノベーションルーム1
イノベーションルーム2、分析室

(2) 月1回〈635.2 m²〉掃き掃除

本館1階：更衣室、廊下、階段

本館2階：階段、廊下、玄関（外階段含む）、ロビー

本館3階：階段、廊下

本館4階：階段、廊下

本館R階：階段

テイスティング棟1階：エントランス、試食スペース、オープンキッチン、
展示コーナー、階段

テイスティング棟2階：テイスティングルーム、評価準備室、廊下、階段

機能性食品開発拠点棟：階段、廊下、玄関ホール、男女シャワー室

(3) 週2回〈100.3 m²〉

本館、テイスティング棟、機能性食品開発拠点

各階トイレの洗浄、拭き掃除および掃き掃除
テイスティング棟化粧室の
拭き掃除および掃き掃除

4 清掃方法

(1) 本館廊下等、テイスティング棟全室、機能性食品開発拠点全室

ワックスがけ清掃および掃き掃除

(2) 本館事務室等：ワックスがけ清掃

(3) トイレ、化粧室：便器の洗浄、便座・洗面台・壁面の拭き掃除

床の洗浄または掃き掃除（材質によって異なる）

(4) 男女シャワー室：床及び排水口の洗浄

なお、本館1階及び機能性食品開発拠点棟は上履き（下足禁止）としているので、
これに対応した掃除用具及び清掃方法とすること。

また、清掃場所、対象材料により、本要領にかかわらず適正な方法で実施することも
可能とする。

5 清掃日

上記3の頻度を遵守し、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

6 その他

(1) 清掃に必要な器具及びワックス等の消耗品は、受託者の負担とする。

(2) 要領に定めていない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。